

中部地方防災エキスパート募集要項

H30.4作成

応募される方は、本要項の内容を確認の上、「中部地方防災エキスパート活動申込書」に必要事項を記入し、必要書類とあわせて封書にて9.【問合せ先・提出先】まで送付下さい。

1. 【中部地方防災エキスパートとは】

中部地方防災エキスパート（以下「防災エキスパート」といいます）とは、公共土木施設等の整備・管理等についての専門的な知識と経験を有し、災害発生時または発生の恐れがある場合に公共土木施設等の被災状況の迅速な収集及び災害対応等に関する支援活動を、ボランティアで行うことで登録した者をいう。（中部地方防災エキスパート制度要綱第2条より抜粋）

2. 【防災エキスパートの要件】

防災エキスパートは、以下の要件を満足できる方とします。

- 一 公共土木施設等の整備・管理等についての経験などにより、公共土木施設等の被害状況等について一定の把握ができる知識を有する者。
- 二 心身共に健康であり、自己の責任で可能な範囲において、ボランティアで防災エキスパートとしての活動に参加できる者。
- 三 被災地域における早期の災害復旧等に関して誠意を持って努力し、関係する公共機関等や一般のボランティア等と協調して活動できる者。
- 四 防災エキスパート活動のために日頃より防災に係る技術や知識の習得並びに向上に努めることができる者であること。
- 五 年齢は原則として満70歳以下とする。

3. 【防災エキスパートの活動内容】

1) 防災エキスパートは、中部地方整備局管内（以下「管内」という。）において、自己の責任で以下の活動を行っていただきます。

ただし、防災エキスパートは公共土木施設等の災害対応等に関して補助的に支援するものであり、整備局等が判断すべき事項等については、整備局等がそれぞれの責務において行うものであることに留意してください。

- 一 災害発生時における、自宅近辺及び勤務地近辺等の、公共土木施設等の被災状況収集及びその状況通報を行う。
- 二 災害発生時または発生の恐れがある場合、指定参集場所に参集して行

政機関等の要請に基づき支援活動を行う。

三 管内に派遣されて来る、緊急災害対策派遣隊（TEC- F ORCE）に同行して、被災現場の現地案内等の支援活動を行う。

四 管内の地方自治体に派遣される情報連絡員（リエゾン）に同行して、連絡業務の支援活動を行う。

五 管内の地方自治体からの要請により、応急対策及び災害復旧事業の支援、並びに技術的助言等を行う。

六 管内における公共土木施設等の防災に関する研修及び講習会等の支援活動を行う。

2) なお、ここでいう「災害時」とは、以下の状況をいいます。

一 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火等により災害が発生した場合。

二 市街地等における浸水、土砂災害等が発生し又は発生する恐れがある場合。

三 河川における避難判断水位超過又は計画高水位への接近が想定される場合。

4. 【登録の辞退・解除】

登録期間中に、防災エキスパートの皆さんの諸事情により防災エキスパート活動を辞退したい場合は、事務局又は事務局支部へ連絡してください。

連絡を受けた時点で登録は抹消されます。

また、年齢が満70歳になる年度末の時点で登録を抹消します。

ただし、満70歳を超えても体力的に元気であり、年齢を除き要項「第3条 防災エキスパートの要件を満たす者」は登録の継続を事務局に申し出て下さい。

5. 【防災エキスパートの登録】

中部地方防災エキスパート活動申込書により審査を行い、登録の適否を決定します。登録決定後、登録証をお送りいたします。

登録するための要件を満たしていないと判断される場合は、その理由と共に登録できない旨を通知いたします。

6. 【中部地方防災エキスパートへの申込について】

申し込みにあたっては、以下の書類を封書にて事務局まで送付下さい。

一 中部地方防災エキスパート活動申込書

申込書の記入については、「記載例」を参考にして下さい。

なお、勤務先の同意については、各社事情が異なるため、同意の取得及び取得方法等は登録申込者本人の判断によるものとし、同意の報告や同意書等の添付は必要ありません。

二 国交省職員であった者以外の方は、『公共土木施設等の整備・管理等についての経験等により、公共土木施設等の被害状況等についての一定の把握ができる等の知識を有する者である』ことを証明出来る資料（コピーで結構です）を添付願います。

三 6ヶ月以内に撮影されたカラーの顔写真（2.5cm×2.5cm程度の大きさで、本人の判別がつくもの）：1枚

【注：写真裏面に氏名を記入して下さい】

なお、エクセルでの申込みの場合は、上記と同サイズ以上の写真をエクセルのシートに貼り付けてお送りいただいても結構です。

また、メールにてJPEG等の画像でお送り頂くことでも結構です。

7. 【個人情報の取扱】

申込書類にて収集した個人情報については、制度要綱第6条に基づく事務局である一般社団法人中部地域づくり協会、制度要綱第8条に基づく中部地方防災エキスパート地区代表、世話役、及び中部地方整備局企画部防災課及び局内該当事務所・管理所にて共有させていただきます。

なお、本人の事前承諾なしにその他の第三者に提供する事はありません。

9. 【問合せ先・提出先】

○防災エキスパートに関するお問い合わせや、申し込み関係書類の送付は以下までお願いいたします。

問い合わせ先

中部地方防災エキスパート 事務局

(一社)中部地域づくり協会

〒460-8575 名古屋市中区丸の内3丁目5番10号 名古屋丸の内ビル8F

企画技術部 防災エキスパート担当

TEL(052)962-2227 FAX(052)950-1178

電子メールはこちら>> kikaku@ckk.or.jp